

議案第125号

福岡市医療・介護従事者等応援基金条例案

上記の議案を提出する。

令和2年5月19日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、新型コロナウイルス感染症に係る医療及び介護に従事する者等を支援し、感染拡大の防止並びに地域における医療提供体制の確保及び維持に資するため、基金を設置し、及び管理する必要があるによる。

福岡市医療・介護従事者等応援基金条例

(設置)

第1条 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（以下単に「新型コロナウイルス感染症」という。）に係る医療及び介護に従事する者等を支援し、感染拡大の防止並びに地域における医療提供体制の確保及び維持に資するため、福岡市医療・介護従事者等応援基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金には、基金の設置目的のための寄附金及び歳出予算をもって定める額を積み立てるものとする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第7項の規定により保管するほか、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上し、新型コロナウイルス感染症に係る医療及び介護に従事する者等を支援する等のために必要な費用に充てるものとする。

2 前項の規定により必要な費用に充て、なお剰余金があるときは、当該剰余金は、基金に積み立てるものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 市長は、基金の設置目的を達成するため必要があると認めるときは、これを処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。